

平成20年国土交通省告示第285号(改正:平成24年12月12日付け国土交通省告示第1448号)

別表第四 給水設備及び排水設備

新 (平成25年4月1日施行)				
	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
1 飲料用の配管設備及び排水設備				
(1)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第1号の規定に適合しないこと。
(2)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第2号の規定に適合しないこと。
(4)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第3号の規定に適合しないこと。
(5)		保温措置の状況	目視により確認する。	令129条の2の5第1項第5号又は第2項第4号の規定に適合しないこと。
(6)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令129条の2の5第1項第2号又は第7号の規定に適合しないこと。
(7)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第1号又は第4号の規定に適合しないこと。
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令129条の2の5第2項第1号又は第2号の規定に適合しないこと。
(9)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和50建設省告示第1597号第1第1号ロの規定に適合しないこと。
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号イの規定に適合しないこと。
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第4号の規定に適合しないこと。
2 飲料水の配管設備				
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第2号イ又はロの規定に適合しないこと。
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号又は第2号の規定に適合しないこと。
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと。
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の5第1項第4号の規定に適合しないこと。
(5)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常音、異常振動等があること又は定格水圧がないこと。
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。
(7)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと。
(8)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2若しくは第5の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
(9)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。

現 行				
	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
1 飲料用の配管設備、排水設備				
(1)	飲料用配管、排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第1号の規定に適合しないこと。
(2)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第2号の規定に適合しないこと。
(4)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第3号の規定に適合しないこと。
(5)		保温措置の状況	目視により確認する。	令129条の2の5第1項第5号又は第2項第4号の規定に適合しないこと。
(6)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令129条の2の5第1項第2号又は第7号イの規定に適合しないこと。
(7)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第1号又は第4号の規定に適合しないこと。
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令129条の2の5第2項第1号又は第2号の規定に適合しないこと。
(9)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和50建設省告示第1597号第1第1号ロの規定に適合しないこと。
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号イの規定に適合しないこと。
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第4号の規定に適合しないこと。
2 飲料水の配管設備				
(1)	給水タンク等、給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第2号イ又はロの規定に適合しないこと。
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号又は第2号の規定に適合しないこと。
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと。
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の5第1項第4号の規定に適合しないこと。
(5)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常音、異常振動等があること又は定格水圧がないこと。
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。
(7)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること又は本体に腐食若しくは漏水があること。
(8)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。
(9)		電気給湯器の取付けの状況	目視により確認する。	本体に腐食、漏水等があること。

(10)			ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	
3 排水設備						3 排水設備					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ		目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ロの規定に適合しないこと。	(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ロの規定に適合しないこと。	
(2)		排水槽の通気の状態		目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ホの規定に適合しないこと。	(2)		排水槽の通気の状態	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ホの規定に適合しないこと。	
(3)		排水漏れの状況		目視により確認する。	漏れがあること。	(3)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。	
(4)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況		作動の状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第3号又は第四号の規定に適合しないこと。	(4)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第3号又は第四号の規定に適合しないこと。	
(5)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途		雑用水に着色し、目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第1号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ハの規定に適合しないこと。	(5)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途	雑用水に着色し、目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第1号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ハの規定に適合しないこと。	
(6)		雑用水給水栓の表示の状況		目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ニの規定に適合しないこと。	(6)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ニの規定に適合しないこと。	
(7)		配管の標識等		目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ロの規定に適合しないこと。	(7)		配管の標識等	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ロの規定に適合しないこと。	
(8)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況		目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	(8)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
(9)		消毒装置		目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。	(9)		消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。	
(10)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第2号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。	(10)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	令第129条の2の5第2項第2号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。	
(11)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イ、ロ、ニ又はホの規定に適合しないこと。	(11)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	
(12)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第4号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。	(12)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	
(13)		配水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第3項第3号の規定に適合しないこと。	(13)		配水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	
(14)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ハの規定に適合しないこと。	(14)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	
(15)			排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。	(15)			排水の状況	目視により確認する。	
(16)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号イの規定に適合しないこと。	(16)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	
(17)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イの規定に適合しないこと。	(17)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	
(18)			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しないこと。	(18)			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	
(19)			通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第5号ハの規定に適合しないこと。	(19)			通気開口部の状況	目視により確認する。	
(20)			間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。	(20)			間接排水の状況	目視により確認する。	

別記第四号（A4）

検査結果表

（給水設備及び排水設備）

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号			
	代表となる検査者					
	その他の検査者					
番号	検査項目等		検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
1	飲料用の配管設備及び排水設備					
(1)	飲料用配管及び	配管の取付けの状況				
(2)	排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の腐食及び漏水の状況				
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)		継手類の取付けの状況				
(5)		保温措置の状況				
(6)		防火区画等の貫通措置の状況				
(7)		配管の支持金物				
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(9)		止水弁の設置の状況				
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況				
2	飲料水の配管設備					
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況				
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(5)		給水ポンプの運転の状況				
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況				
(7)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況				
(8)		ガス湯沸器の取付けの状況				
(9)		給湯設備の腐食及び漏水の状況				
(10)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造				
3	排水設備					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ				
(2)		排水槽の通気の状況				
(3)		排水漏れの状況				
(4)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(5)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途				
(6)		雑用水給水栓の表示の状況				
(7)		配管の標識等				
(8)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(9)		消毒装置				
(10)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況			
(11)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			
(12)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			
(13)		排水管	公共下水道等への接続の状況			
(14)			雨水排水立て管の接続の状況			
(15)			排水の状況			
(16)			掃除口の取付けの状況			
(17)			雨水系統との接続の状況			
(18)			通気管の状況			
(19)			通気開口部の状況			
(20)			間接排水の状況			

4	上記以外の検査項目等			
特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる検査項目について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善（予定）年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入してください。
- ⑫ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分（要是正の状態が写真では区別できない部分を除く。）を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。